

令和3年度第8回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和3年11月19日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和3年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和3年11月19日(水) 午後2時09分

3. 閉 会 日 時 令和3年11月19日(水) 午後2時44分

4. 出席農業委員(17名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
11番	外山康仁君	12番	小笠原和男君
13番	箕輪展忠君	14番	竹浦寿広君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(1名)

15番 野崎さち子君

6. 欠員農業委員(1名)

16番

7. 出席農地利用最適化推進委員(1名)

切田地区 若沢弘幸君

8. 会議に付した案件

- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第31号 農地の転用事実に関する照会について
報告第32号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取り下げについて
報告第33号 非農地判断を行った農地について
議案第37号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第38号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第39号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第40号 農地転用事業計画変更承認に係る意見について
議案第41号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

9. 議事録署名委員

13番 箕輪展忠君

14番 竹浦寿広君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	菅原靖雄
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	東浩治
事務局主査	佐々木徳幸		

11. 書 記

事務局主査 東 浩 治

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、15番 野崎 さち子 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和3年11月5日に告示招集いたしました、令和3年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。13番 箕輪 展忠 委員、14番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、東 浩治 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）それでは1ページをお願いいたします。報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。内容は、2ページから3ページです。今回は農地法によるものが、合計8件22筆42,385平方メートルです。今後の意向につきましては、32番は同一人物と中間管理事業による賃借権設定の予定です。33番は、別人と売買及び交換の予定で、今回農地法第3条所有権移転の議案として上程されております。34番と35番は、今後別人と賃借の予定です。36番は今後、別人と売買の予定です。37番と38番は、今後別人と賃借の予定です。39番は、自ら耕作の予定となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第30号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は、5ページから9ページとなります。今回は、合計9件96筆282,623.15平方メートルです。取得事由につきましては、95番から102番までは相続による権利取得です。95番と100番につきましては、取得者の単有の部分と共有部分がありますので、それぞれ分けて標記しております。103番につきましては、3人の共有名義であった農地について、共有者の2人が持分放棄したことによる権利の取得で、これにより取得者の持ち分は全部となります。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。あっせんの希望はございません。なお、宅地、山林など現況が農地以外の用途になっているものは、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）10ページをお願いいたします。報告第31号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は、合計5件7筆10,302平方メートルです。45番は、鳩正宗株式会社から北に約200メートルの地点です。申請地には畜舎が建っています。長期間宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。46番は、株式会社小政の隣接地です。申請地は、資材置場となっております。長期間資材置場の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。47番は、有限会社後沢商店から東に約30メートルの地点です。申請地は、昭和36年建

築の住宅が建っております。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況宅地であることから、非農地と判断しております。48番は、JA大深内支店から西に約250メートルの地点です。申請地には、昭和57年建築の物置が建っております。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。49番の①は、あけぼの学園から北に約1,800メートル、②と③はあけぼの学園から北に約1,100メートルの地点です。現地は3筆ともに、植林後数十年経過したと思われる樹高15メートル以上の杉が植えられている状態です。山林の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。なお、45番から48番の件につきましては、11月5日に現地調査を実施し、11月8日付けで、また49番については、11月18日に現地確認を実施し、同日付けで法務局に回答しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第32号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）12ページをお願いいたします。報告第32号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請の取下げについて。農地法第5条第1項の規定に基づき申請のあった農地転用許可申請について、別紙のとおり当事者による取下げ願の提出があったので報告する件です。内容は13ページです。本件に係る当初の転用許可申請は、太陽光発電施設設置を目的として、平成31年4月25日に提出され、当農業委員会では許可相当として、令和元年5月21日付けで、県に送付しました。その後、県における審査の過程で、追加の書類が求められましたが、転用事業者から提出されないため、許可が下りないまま保留となっていたところ、令和3年9月24日に当該転用許可申請について、計画の変更を理由に取下げ願が提出され、県に送付し県においてこの度受理されたものです。なお、補足ではございますが、本件につきましては、県の転用許可処分の決定前の段階であったため、許可の取消しではなく申請の取下げの手続きとなります。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第33号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いいたします。報告第33号、非農地判断を行った農地について。農地法の運用について（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断したので報告する件です。内容は、15ページから18ページです。報告事項につきまして、事務手続きの概要をご説明いたします。農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向け、農地法第30条に基づく利用状況調査、いわゆる農地パトロールを実施し、その結果再生利用が困難な農地について、非農地判断を行うこととなっております。今年度は、8月30日から9月1日までの3日間、市内各地区の農地パトロールを実施するとともに、その後新たに確認された遊休農地については、毎月の委員現地調査の際に、あわせて利用状況調査を実施いたしました。利用状況調査の結果、再生困難と判定された農地は、合計88筆188,231平方メートルで、約18.8ヘクタールとなりました。次に、この農地について非農地とすることについて支障がないか、土地改良区及び市農林畜産課へ照会いたしました。その結果、支障なしとされた、議案に掲載しております、69筆154,784平方メートルにつきまして、今回非農地判断するものです。照会の結果、支障ありと回答があったものは、土地改良事業の受益地であることなどが理由となっております。非農地判断した土地につきましては、農地台帳の現況地目をその他に変更することにより、台帳から除外するとともに、法務局、県の構造政策課及び市税務課、農林畜産課へその旨通知いたします。また、非農地判断した土地の所有者に対しましては、非農地通知書を交付します。地目変更の手続きは、所有者が自ら行うこととなりますので、法務局に提出する申請書類もあわせて送付し、速やかに手続きを行うよう依頼することといたします。なお、この非農地判断につきましては、昨年度までは非農地判断について、総会に議案として上程しておりましたが、農林水産省から通知される農地法の運用についてにおいて、総会での議決を必ずしも必要とするものでないとされていること、また利用状況調査により再生困難と判断された場合は、直ちに非農地判断できることになったこと、また利用意向調査等の手続きを迅速に進めなければならなくなったことから、今回から報告として取り扱うことといたしました。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当した調査班の調査員は、

野崎委員が急遽欠席したために、小田班長、立崎委員の2名となりました。11月5日に現地調査及び市役所別館4階会議室において聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第37号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いいたします。議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める件です。内容は、20ページから21ページです。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査の結果について、報告願います。10番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は合計6件で、全て所有権移転によるものとなっています。内容については、20ページの申請番号64番、65番が、相手方要望による売買です。次に、申請番号66番、67番が贈与によるものです。申請番号66番は知人へ、申請番号67番は親から子へ贈与するものです。次に、21ページの申請番号68番、69番は、お互いの農地を交換するものとなっております。今回の申請の許可要件についてですが、農地法第3条第2項各号に照らし判断したところ、お手元の農地法第3条調査書のとおり、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上、現地確認及び写真確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また申請書は適当と認められます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第37号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の

説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 22ページをお願いいたします。議案第38号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は23ページです。今回は、合計2件4筆12,365平方メートルです。以上です。

議長（杉山秀明君）農用地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに、切田地区 若沢 弘幸 農地利用最適化推進委員をお願いいたします。

報告委員（若沢弘幸君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年10月13日午前10時農業委員会会長室にて、申請番号12番の農用地の利用関係の調整を行いました。本件は、出し手が労働力不足のため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断しました。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）若沢推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次の報告者、藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員は、本日の総会欠席のために、代わりに事務局から報告させます。

農地係長（小笠原満君）農用地利用調整会議の調整結果について報告します。令和3年10月13日午前9時農業委員会会長室にて、申請番号13番の農用地の利用関係の調整が行われました。本件は、受け手の農地を集約するため、売買により所有権を移転しようとするものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地で、受け手の認定農業者が経営する農地の近くにあり、農地の集約を図ることができます。調整の結果、売買価格等について、出し手と受け手が合意したので、その旨を記した調整調書が、農業委員会へ提出されています。なお、十和田市農用地利用集積計画の作成を要請する各要件については、お手元の農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、全て適であると判断されています。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第38号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

(_____ 委員、 _____ 委員 着席)

再開 午後2時32分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に、議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）24ページをお願いします。議案第39号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。25ページです。賃借権の合計は、1件2筆1,009平方メートルです。新規の権利設定で、出し手から機構及び機構から受け手ともに利用権の設定期間は5年となっております。次に26ページから28ページです。使用貸借の合計は、5件31筆56,990平方メートルです。5番は再設定で、6番から9番までの4件は、新規の権利設定です。利用権の設定期間は、5番が5年、6番が3年、7番から9番が10年となっております。なお、7番から9番までは、経営転換協力金の対象となります。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認

することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第39号は承認することに決定いたしました。

議 長(杉山秀明君) ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時34分

(_____ 委員、 _____ 委員 着席)

再開 午後2時35分

議 長(杉山秀明君) 休憩を解いて会議を再開します。

議 長(杉山秀明君) 次に、議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長(横岡聖一君) 29ページをお願いいたします。議案第40号、農地転用事業計画変更承認に係る意見について。農地法第5条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は30ページです。本件は、昭和47年8月に普通住宅建築のため転用許可を受けましたが、計画どおりに資金繰りができなかつたため計画を断念し、住宅建築を希望している承継者に事業主体を変更することとして申請があったものです。承継者は2名で、現在別の住所となっていますが夫婦です。なお、この案件につきましては、今回農地法第5条申請もされております。以上です。

議 長(杉山秀明君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(杉山秀明君) ご異議なしと認めます。よって議案第40号は許可相当とする

ことに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）31ページをお願いいたします。議案第41号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は、32ページから33ページです。今回は、合計7件8筆3,569.62平方メートルです。事務局から農地区分の判断等について、ご説明いたします。50番の転用事由は、農地を売買で取得し、1区画の宅地分譲を行うものです。場所は、北園幼稚園から北東に約150メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。なお、所要面積が518平方メートルであるため、開発行為の対象外です。51番の転用事由は、農地を売買で取得し、1区画の宅地分譲を行うものです。場所は、ユニバース十和田東店から北に約300メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。本件も、開発行為の対象外となっております。52番は、議案第40号の事業計画変更申請に係る案件です。転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、ゆーゆーランドから東に約150メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため、第3種農地に該当します。53番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は、十和田工業高校から北東に約400メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。54番の転用事由は、農地を使用貸借し、資材置場を整備するものです。場所は、ポニー温泉から西に約150メートルの地点で申請者が既に所有している資材置場に隣接した農地です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張のため、不許可の例外となります。55番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場を整備するものです。場所は、株式会社小川鉄工の北側隣接地です。農地区分は、第1種農地に該当しますが、こちらも既存施設の2分の1以内の面積の拡張のため、不許可の例外となります。56番の転用事由は、営農型太陽光発電設備の設置です。場所は、深持の検行平牧野の採草放牧地の一角です。本件は、平成31年1月16日付けで許可済みの事業を、期間3年間の一時転用で更新するものです。農地区分は、農用地区域内農地ですが、一時転用のため不許可の例外となります。営農計画では、下の農地に牧草を作付けし、地元畜産農家に供給することとなっております。現地の状況は、牧草が作付けされており、刈取りした状態となっております。今回、更新申請となりますので、引き続き、営農計画に則った管理が実施されているか、定期的に現地確認するなど、適切な助言指導を行っていきたいと考えております。今回転用許可申請のあった事業の概要は以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請にかかる現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。4番 立崎 和寿 委員お願いいたします。

報告委員（立崎和寿君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は、7件です。令和3年11月5日午前9時より調査員2名による現地調査を行いました。現地調査では、特に問題となる農地はありませんでした。また、同日午後2時より市役所別館4階会議室1において、農地法第5条の農地転用に係る聴取調査を行いました。聴取調査でも、特に問題となる案件はありませんでした。以上、現地確認及び聴取調査の結果、全ての申請は、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です

議 長（杉山秀明君）立崎委員、ご苦勞様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第41号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は、全て終了いたしました。これをもちまして、令和3年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————